

令和5年度研究プロジェクト研究活動報告

研究種別	■共同研究 1	公益目的事業 11
主査名	福田弥夫 日本大学教授	
研究テーマ	自動車損害賠償責任保険と被害者支援-付加賦課金導入と交通政策における交通事故被害者救済の在り方	
研究の経過（4月～9月）： <p>この研究は、令和4年の自賠法改正に伴い、新たに導入された賦課金とそれをもとに行われる被害者保護増進等事業に検討を加え、国の政策による交通事故被害者の救済事業の方向性に検討を加えるものである。国土交通省は令和4年改正に際しての国会の附帯決議をうけ、被害者保護等増進事業を安定的かつ継続的に実施してゆく観点から、事業のより効果的な実施について検討するため、「被害者保護等増進事業に関する検討会」を令和5年4月に立ち上げた。そして、この検討を効率的に進めるために、被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループを令和5年7月7日に設けて進めることとなり、本研究の主査は、このワーキンググループの座長と検討会の座長代理を務めることとなった。このように、4月からの研究活動は、国土交通省の検討会やワーキンググループの状況を見ながら、方向性が固まった段階でスタートすることとした。そのため、4月から9月の研究会は、全員が集まって開催することは行わず、主査と黒田研究メンバーが、国土交通省における検討会やワーキンググループでの議論をまとめることとした。このような自動車保険の保険料の中に含まれる賦課金を用いた被害者保護増進事業等の仕組みは、世界に例を見ないものであり、自賠責保険の歴史的系譜についても同様に主査と黒田研究メンバーがまとめることとした。制定から間もなく70年を迎える日本の自賠責保険であるが、スタート時にこの仕組みを考えた当時の運輸省の先達たちの先見の明に驚かされている。そして、令和5年の改正により、自賠責保険は、単なる賠償責任能力の維持のためではなく、手厚い被害者保護増進事業も行うことになったが、国の交通政策を考えるうえでも、非常に重要な役割を担うものとなっている。</p> 下期へ向けて（課題等）： <p>下期に集中的に研究会を開催することを予定している。すでに10月17日に一回目の研究会を開催した。この後の予定としては、①国土交通省保障制度参事官室による被害者保護増進事業等の現状と課題についての報告、②日本損害保険協会による運用益使途事業の現状と課題についての報告、③JA共済による運用益使途事業の現状と課題についての報告、④被害者団体から見た被害者保護増進事業等の現状と課題、以上を予定している。</p> <p>令和5年11月には、次年度予算要求の概要が明らかになると同時に、新たな賦課金を活用した具体的な被害者保護増進等事業が実質的にスタートすることから、この賦課金の導入によって可能となった新規事業などについても検討を加えて行くこととしたい。なお、可能であれば自動車会議所や自動車総連などのユーザー団体からの意見も求めてゆきたいと考えている。</p>		